平成２５年（フ）第３０号
高知県宿毛市坂ノ下921番地１
債務者　中山　明夫
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３２号
高知県四万十市具同5128番地　あけぼの荘
債務者　徳山　博文
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３３号
高知県四万十市赤松町９番９号Ｂ
債務者　渡辺　明利
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第７２号
福岡県田川郡糸田町1652番地
債務者　瀬戸　有子
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７８号
福岡県田川郡福智町金田1327番地１
債務者　荷宮　義政
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１６９号
大分市須賀２丁目４番５号
債務者　松下美知代
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９９号
宮崎県日向市大字富高558番地１　コーポ岩崎203号
債務者　川野　　彩（旧姓木田）
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３号
岩手県宮古市藤原上町４番６号
債務者　休場　孝志
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第２４号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第６地割45番地８
債務者　高橋　　力
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第３６５号
千葉県松戸市牧の原２番地の48　牧の原公団住宅１街区20棟514号
債務者　岡田　照男
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４０４号
千葉県鎌ケ谷市丸山３丁目16番５号
債務者　近藤三喜男
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２６号
千葉県松戸市新作２番地　コーポエル101号
債務者　鈴木富弥子
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２７号
千葉県柏市柏279番地26　ＭＧハウス101号
債務者　三上　有佳（旧姓足立・西山）
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４４１号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目23番17―20号
債務者　高橋　成幸
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５９号
千葉県野田市七光台459番地　市営住宅七光台団地２―２―35号
債務者　中村　和子
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６１号
千葉県流山市東初石３丁目107番地の90　アベハイツＢ―２橋本方
債務者　里村久美子
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６２号
千葉県野田市清水835番地の４　サングローブＡ101
債務者　山崎佑三子（旧姓竹田）
１　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部